

北巨摩合同庁舎清掃業務委託契約に係る一般競争入札公告

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、2012年3月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する協議書によって改正された1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和6年3月11日

山梨県中北地域県民センター所長 後藤 宏

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする役務等の名称及び数量

(1) 名称 北巨摩合同庁舎清掃業務

(2) 数量 一式

2 調達をする役務等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容等であること。

3 履行期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

4 履行場所 山梨県韮崎市本町四丁目二番四号 北巨摩合同庁舎（本館・別館・庁舎敷地内）

二 事務を担当する所属 山梨県中北地域県民センター

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に、山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していないもの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き2年以上営業を営んでいない者

2 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）

でないこと。

- 3 令和5年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等（令和5年山梨県告示第93号）の一に定める競争入札に参加することができる者であること。
- 4 山梨県物品等入札参加資格者名簿において登録業種（役務）の「清掃」に登録されている者であること。
- 5 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けている者であること。
- 6 平成30年4月1日から令和5年3月31日までの5年間に於いて、国、地方公共団体、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人、国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人と2以上の清掃業務契約（清掃面積が5千平方メートル以上であって、1年間を通じて役務を提供するものに限る。）を元請人として締結し、かつ、当該清掃業務を履行した実績を有する者であること。

四 一般競争入札の参加審査

1 申請の時期

令和6年3月11日（月）から令和6年3月15日（金）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第6号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

2 受付時間

午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

3 申請書の提出方法

次に掲げる場所に持参により提出すること

山梨県韮崎市本町四丁目二番四号 山梨県中北地域県民センター

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所等

四の3に掲げる場所

2 入札説明書等の交付方法

この公告の日から令和6年3月15日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。

3 一般競争入札の参加資格の確認

入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一)日時 令和6年3月27日（水）午前10時

(二)場所 山梨県韮崎市本町四丁目二番四号 北巨摩合同庁舎401会議室

5 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相

当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

6 入札の無効

次のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- (四) (一)から(三)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法

山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号。以下「規則」という。）第127条第1項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金

入札保証金は、規則第108条の2第2号により免除する。

3 契約保証金

契約保証金は、規則第109条の2第3号により免除する。

4 契約書作成の要否 要

5 違約金の有無 有

6 最低制限価格の有無 無

7 前払金の有無 無

8 長期継続契約

この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成17年山梨県条例第90号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において、当該契約に係る予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を解除することがある。

9 その他

- (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。また、この場合において、県は損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問い合わせ先
山梨県中北地域県民センター 総務県民課（電話0551-23-3057）

※ Summary

- 1 Nature and quantity of the services to be required: Cleaning services for the Kitakoma Joint Government Building 1 set.
- 2 Date and time for tender: 10a.m. March 27, 2024
- 3 Bureau in charge: Chuhoku Citizen Affairs Center 4-2-4 Honcho Nirasaki City, Yamanashi, Japan TEL 0551-23-3057